

男性育休取得・家事育児参画促進事業業務に係る質疑・回答

No	質問	回答
1	再委託は可能か。	再委託は原則禁止です。 ただし、京都府と必要性について協議の上、あらかじめ京都府の承諾を得たときはその限りではありません。
2	グループ応募の場合、構成員すべてが京都府内に事業所を保有している必要があるか。	応募については、グループ応募かどうかに関わらず、京都府内に支店、営業所等がなくとも応募可能です。 また、評価基準の「府内企業」の採点については、グループ応募の場合、構成員のうち、ひとつでも京都府内に本拠・拠点がある事業者があればその事業者の状況に基づき、採点します。